

# 専門部会細則

(総則)

第1条 射水保護司会会則第6条に規定に基づき、専門部会の組織運用細則を次のとおり定める。

(総務部会)

第2条 保護司会の庶務・会計・総合調整的業務を所掌する

- 1 管内諸会議の内容の保護司への伝達
- 2 保護司会年度事業計画・収支予算の作成
- 3 保護司の異動把握と関係機関への連絡
- 4 新任保護司候補者の発掘と内申
- 5 実費弁償金支払事務等への協力
- 6 全国保護司連盟互助共済関係事務
- 7 庶務・会計事務の整備充実
- 8 保護観察対象者担当保護司に対する処遇支援
- 9 更生保護サポートセンター射水の業務を掌握する
- 10 その他

(研修・保護観察部会)

第3条 保護司会の研修業務・保護観察業務を所掌する。

- 1 研修の計画立案と実施及びその総括と報告
- 2 処遇・実務に関する調査・研究
- 3 視察・交流会の計画立案と実施
- 4 調査研究及び研修資料の収集と配布資料の作成
- 5 その他

(地域活動部会)

第4条 “社会を明るくする運動”等犯罪予防活動や地域社会への参加を所掌する。

- 1 更生保護思想の普及・啓発
- 2 “社会を明るくする運動”等犯罪予防活動の推進
- 3 保護観察における社会参加活動への協力・支援
- 4 保護観察対象者の更生自立・自助努力に対する支援
- 5 その他

(協力組織部会)

第5条 保護司に関連する更生保護関係団体の育成業務を所掌する。

- 1 更生保護女性会・BBS会の育成、活性化の太祖
- 2 協力雇用主・民間協力者の発掘等社会資源の開拓と組織化・参加協力要請
- 3 更生保護法人に対する協力
- 4 関係機関・団体に対する保護司活動の協力要請
- 5 その他

(学校部会)

第6条 学校との連携業務を所掌する。

- 1 学校との連携（先生及び生徒）活動の計画、立案と実施及び総括と報告
- 2 学校指導協議会との連携強化
- 3 薬物乱用防止への支援・協力
- 4 学校との事例研修及び犯罪予防活動。更生保護相談事業へ参加・支援協力
- 5 その他

(広報部会)

第7条 関係機関・団体との連絡、機関紙等の広報業務を所掌する。

- 1 保護司及び保護司会の啓発・宣伝資材の作成
- 2 機関紙・「射水更生保護」の発刊（年2回）
- 3 関係機関・団体に対する協力・協力要請
- 4 マスコミ関係への記事掲載・「広報いみず」協力要請
- 5 その他

(部会の構成)

第8条 専門部会は、すべての会員で構成するものとし、その所属については会員の希望を勘案し、  
会長が  
指名するものとする。

(部会長及び副部会長)

第9条 各部会に、会員の互選による部会長1名、副部会長2名を置き、部会長は会務を行う。  
副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、その職務を代行する。

附則

- 1 平成18年4月1日・制定
- 2 本部会設立当初の部会長は、第9条の規定にかかわらず、理事の中から会長が指名するものとする。
- 3 平成26年4月1日・改正
- 4 平成28年4月26日・改正